## ○福島地方水道用水供給企業団水道用水 供給事業の設置等に関する条例

昭和60年11月1日条例第2号

**改正** 昭和 61 年 3 月 5 日条例第 1 号 平成 17 年 10 月 26 日条例第 2 号 平成 20 年 2 月 23 日条例第 1 号 平成 14 年 8 月 28 日条例第 1 号 平成 18 年 3 月 7 日条例第 2 号 令和 2 年 8 月 31 日条例第 1 号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、福島地方水道用水供給企業団水道用水供給事業(以下「用水供給事業」という。)の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (水道用水供給事業の設置)
- 第2条 生活用水その他の浄水を供給するため、用水供給事業を設置する。 (経営の基本)
- **第3条** 用水供給事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
- 2 供給区域は、福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町とする。
- 3 1日最大給水量は、中間目標においては、14万9,920立方メートルとし、最終目標においては、23万1,570立方メートルとする。

(組織)

**第4条** 法第14条の規定により用水供給事業の企業長(以下「企業長」という。) の権限に属する事務を処理させるため、事務局を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない用水供給事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託

の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により用水供給事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 用水供給事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が500万円以上のもの及び法律上企業団の業務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が30万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

- 第8条 企業長は、用水供給事業に関し法第40条の2第1項の規定により毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から翌年の3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、 11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
  - (1) 事業の概要
  - (2) 経理の状況
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、用水供給事業の経営状況を明らかにするため企業長が必要と認める事項
- 3 企業長は、天災その他やむを得ない事故により第1項に定める期日までに同項 の業務状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、事故 のやんだ後速やかにこれを作成しなければならない。

## 附則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和61年3月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 8 月 28 日条例第 1 号) この条例は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 17 年 10 月 26 日条例第 2 号)

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

**附 則**(平成 18 年 3 月 7 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成 20 年 2 月 23 日条例第 1 号) この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(令和2年8月31日条例第1号) この条例は、公布の日から施行する。